

平成21年11月第260回定例会 議員提出議案及び審査結果

(12月2日提出)

発議第1号 並行在来線並びに整備新幹線への財政支援等を求める意見書案

(12月2日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、公健 / 反対：民主、共産、林檎、社県]

発議第2号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書案 (12月2日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、公健、共産、林檎 / 反対：民主、社県]

発議第3号 高速自動車国道等の整備促進と必要な財源確保を求める意見書案

(12月2日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、公健、林檎 / 反対：民主、共産、社県]

発議第4号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書案 (12月2日原案否決・賛成少数)

[賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎]

(12月7日提出)

発議第5号 「新過疎法」の制定促進を求める意見書案 (12月7日原案可決・満場一致)

発議第6号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書案

(12月7日原案可決・満場一致)

発議第7号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案 (12月7日原案可決・満場一致)

発議第8号 さらに緊急雇用対策の実施を求める意見書案 (12月7日原案可決・満場一致)

発議第9号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、  
定期接種化を求める意見書案 (12月7日原案可決・満場一致)

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党    民主＝民主党    公健＝公明・健政会    共産＝日本共産党  
林檎＝クラブ林檎    社県＝社民党・県民クラブ

---

## 並行在来線並びに整備新幹線への財政支援等を求める意見書案

(発議第1号・原案可決)

### 1 並行在来線への財政支援等

東北新幹線新青森駅開業と同時に、JR東日本から経営分離される東北線八戸・青森間は、地域住民の日常生活に欠くことのできない貴重な足であり、県と沿線自治体を始めとする地域が主体となって「青い森鉄道線」としてその後の運営を担うこととなるが、同区間は収益が見込めず、経営が厳しくなることは必至である。

一方で、同線は1日約40本もの貨物列車が走行する北海道と首都圏とを結ぶ「我が国物流の大動脈」でもあることから、旅客鉄道の輸送量が必要とする水準をはるかに超えた過大な設備を保有し、貨物輸送維持のため高水準の保守管理を行わざるを得ず、県費負担は年間16億円を超える規模が毎年度想定されている。しかしながら、現行の貨物線路使用料は貨物走行の実態を反映しているとは言えず、貨物走行に伴う掛かり増しを考慮すれば、負担の割合は旅客15に対して貨物85程度となるべきである。

また、経営分離に伴う初期投資については、JR東日本からの既存鉄道資産の取得経費約84億円、指令システムなどの新規の設備投資約80億円という多額の負担が見込まれている。この初期投資については、平成21年度から新たな設備投資に係る資本費（減価償却費相当分）は対象とされたものの、JR東日本からの譲渡資産は対象外とされ、非常に不合理な状況にあり、県の負担が増嵩している。

青い森鉄道線は、開業まで1年となり、多額の負担が懸念される中で開業に向けた鉄道事業許可申請を行わざるを得ない。並行在来線に対する地方負担の軽減を実現することは、まさに喫緊の課題である。

### 2 北海道・東北新幹線への財源措置の充実

整備新幹線は、全国高速交通体系の根幹を成し、国土の均衡ある発展と地域振興はもとより、環境問題等にも貢献する国家プロジェクトである。

しかしながら、新幹線建設に伴う地方負担は、地方の厳しい財政事情の中、自治体財政を圧迫している。特に、本県は東北新幹線「盛岡・八戸間」及び「八戸・新青森間」並びに北海道新幹線「新青森・新函館間」を抱え、その負担規模は北海道・東北新幹線の総額で2,570億円が見込まれており、その事業負担は極めて重く、本県財政を圧迫する大きな要因となっている。

よって、国におかれては、並行在来線への総合的な支援策及び北海道・東北新幹線への負担軽減策等を早急に検討し、実施するよう強く求めるものである。その検討に当たっては、次の事項を強く要請する。

### 記

- ① 整備新幹線及び並行在来線の諸課題について検討し、地方自治体との協議等を行う組織を政府・与党内に早急に設置すること。

- ② JR貨物の走行のため、県民が過大な負担をすることのないよう、膨大な貨物列車が走行している実態を踏まえた線路使用料制度の見直しを行い、貨物線路使用料の大幅な増額を図ること。
- ③ 国家物流の大動脈である貨物輸送路と生活路線としての並行在来線を維持するために、地方負担を軽減するための新たな助成制度を創設すること。
- ④ 北海道新幹線建設費について、平準化や経費の削減を図ること。
- ⑤ 北海道・東北新幹線について、起債償還費の地方交付税措置など、負担軽減のための財政措置のさらなる充実・強化を図ること。

なお、今後発生する建設費負担については、青い森鉄道の経営健全化が国の責任において確約されない限り、建設費の負担に応じないことを議会において判断する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月2日

青 森 県 議 会

## 平成22年度予算の年内編成を求める意見書案

(発議第2号・原案可決)

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組み換えを明言しています。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた事業をいくつも地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針を示しました。同会議の結論通り、平成22年度予算が編成されるのであれば、来年度の地方自治体予算編成にも大きな影響を与えることとなります。

しかしながら、行政刷新会議が予算編成に対していかなる権限を持っているのか法的根拠もありません。閣僚からも仕分け作業に対する異論もあり、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかは、全く不透明です。

地方自治体は新政権の予算編成を受け、年明けより速やかに平成22年度予算編成作業に着手し、国民生活・地域経済に影響を与えないよう適切な執行をしなければなりません。しかし、現状では、政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっています。

よって、政府におかれては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年予算を年内に着実に編成することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月2日

青森県議会

## 高速自動車国道等の整備促進と必要な財源確保を求める意見書案

(発議第3号・原案可決)

国土の均衡ある発展を図り、個性ある活力に満ちた地域社会を形成していくためには、高速交通体系の整備が必要不可欠であり、これまでも国において、着実な整備が進められてきたところである。

しかしながら、来年度予算の概算要求において、道路整備については「原則として新規事業は行わない」とされたほか、暫定税率の廃止などにより、道路整備の財源が十分に確保できなくなることが懸念されている。また、政権交代後、国土開発幹線自動車道建設会議の廃止や事業評価手法の見直しが表明されているものの、それにかわる新たな仕組みは未だ明確にされておらず、高速道路の整備が遅れている地域では、整備が進んでいる地域との格差がますます拡大し、地方の自立と発展を停滞させることが危惧される。

高速道路はネットワーク化されてはじめて、救急医療施設への搬送時間の短縮、災害時の緊急輸送ルートの確保、観光の振興など本来の効果を発揮するものであり、高速自動車道等の整備促進によるネットワーク形成は、東北各県にとっては重要な課題となっている。

青森県においては、主要幹線道路ネットワーク形成のために最も重要な八戸市から青森市間の東北縦貫自動車道八戸線、とりわけ上北横断道路の早期整備をはじめ、八戸・久慈自動車道及び津軽自動車道の一層の整備促進及び残区間の早期事業着手が強く望まれている。

よって、国においては、地方が真に必要なとする高速道路ネットワークの必要性を十分認識され、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 国土開発幹線自動車道建設会議の廃止に伴う、新たな仕組みを早急に設けるとともに、地方の声が十分に反映されるものとする。
- 2 高速道路を無料化、暫定税率を廃止した場合でも、真に必要な道路の整備のための財源を十分確保し、着実に整備を進めること。
- 3 整備の優先順位は、経済的な費用対効果のみで決定することなく、救命率向上など「命の道」としての役割やミッシングリンクの結合による効果など地域の実情を十分に考慮すること。
- 4 現在事業中の区間については、整備のスピードを遅らせることなく計画どおり着実に整備を進めるとともに、早期のネットワーク化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月2日

青森県議会

## 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書案

(発議第4号・原案否決)

戦前、天皇制政治のもとで主権在民をとらえ、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむりました。それは、革新政党、民主団体、平和主義者は言うに及ばず、知識人、文化人、宗教者、個人まで逮捕者10万人ともいわれる過酷な弾圧でした。この青森県でも治安維持法の犠牲者は400人余と云われていますが、実態は未だ明らかになっていません。

戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪となりました。

今、世界でも人道に反する罪に対して謝罪する動きが急速な広がりを見せています。一昨年、スペインでは内戦とフランコ独裁時代の犠牲者を名誉復活させる「歴史の記憶法」が施行されました。ドイツでもナチス政権下に国家反逆罪に問われた人々への名誉回復を行う立法化が行われようとしています。

以上により政府は、治安維持法犠牲者国家賠償法を制定し、犠牲者に対し一日も早く謝罪と賠償を行うよう要望いたします。

- 1、国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること
- 2、国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと
- 3、国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること

これを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月2日

青森県議会

## 「新過疎法」の制定促進を求める意見書案

(発議第5号・原案可決)

過疎地域はわが国の国土の大半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市に対する食料・水・エネルギーを供給し、森林による地球温暖化の防止など、大きな役割を果たしています。しかしながら、過疎地域では人口減少と少子・高齢化が急激に進み、集落が消滅の危機に瀕するなど、わが国の国土保全上、極めて深刻な状況に陥っています。

これまで4次にわたる過疎対策特別措置法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事業が行われてきました。過疎地域の果たす多面的・公益的機能に鑑み、引き続き過疎地域に対する総合的な支援を継続する必要があります。

よって、国会および政府におかれては、過疎対策を強力に推進するため、平成22年3月末で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」の後の「新過疎法」を制定し、以下の施策が実施されることを強く求めます。

1. 「新過疎法」の制定にあたっては、現行法の延長ではなく、過疎地域の果たす役割を評価し、新たな過疎対策の理念を明確にすること。
2. 「平成の大合併」を踏まえ、過疎地域の様々な特性を勘案した「人口密度」「森林率」などを加えた新たな指定要件・指定単位を設定すること。
3. 過疎対策事業債の対象事業については地域の実情に合わせた要件緩和・弾力的運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月7日

青 森 県 議 会

## 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書案

(発議第6号・原案可決)

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金)は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生じることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があることから、当面は交付期限を延長し、また、交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月7日

青森県議会



## 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案

(発議第7号・原案可決)

2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が、2010年6月19日までの政令で定める日までに完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連帯して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、一時は18万人を超えた自己破産者数も2008年には13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっていることや、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小起業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置された消費者庁の所管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国におかれては、以下の施策を実施されることを求める。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月7日

青森県議会

## さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書案

(発議第8号・原案可決)

雇用失業情勢は完全失業率が5.3% (21年10月)、有効求人倍率が0.43倍 (同) と依然、厳しい情勢を示し、年末・年度末に向けてさらなる悪化も懸念されています。

政府は、10月23日に「緊急雇用対策」を取りまとめましたが、「既存の施策・予算の活用により取りまとめる」とされており、財政措置も考慮したもう一段の緊急雇用対策を講じる必要があります。

つきましては、年末・年度末のさらなる雇用悪化を防ぐため、政府におかれては、以下の点について一層の取り組みを行うよう強く要請します。

### 記

1. 「雇用調整助成金」の運用に当たっては、助成金支給の要件となる前年同期や直前3ヶ月の売上げ、製品等の生産量の規定について実態に即した緩和を行い、助成金支給の拡充を図ること。
2. セーフティネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図ること。
3. 「訓練・生活支援給付」については、雇用保険や失業給付の支給の対象とならない求職者への第2のセーフティネットとして、恒久化を図ること。
4. 「緊急雇用対策」で示されたハローワークのワンストップ・サービス化を進めることが本来の職業紹介業務に支障をきたさないよう、職員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。
5. 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成21年12月7日

青 森 県 議 会

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌  
ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書案

(発議第9号・原案可決)

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（H i b =ヘモフィルスインフルエンザ菌 b型）と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、H i b や肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から20年遅れてH i b ワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっています。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。

そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、政府におかれましては次の事項について、一日も早く実現されますよう強く要望いたします。

記

1. H i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、H i b 重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置付けること。
2. ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成21年12月7日

青 森 県 議 会